

引き続き

**3,000円の寄付金を
100名集めています！
ぜひご協力ください！**

認定NPO法人をめざして

3,000×100キャンペーン

いつも温かいご支援をいただき、ありがとうございます。

アンガージュマン・よこすかでは、2011(平成 23)年 6 月に特定非営利活動促進法(NPO 法)の改正、新寄附税制が施行されたことを契機に、3,000 円の寄付者を 100 人集めるキャンペーンを行ってきました。認定NPO法人等になることで、寄附者(個人、法人)に対する税制上の措置と当法人はみなし寄附金制度が適用されるからです(※)。

2011、2012(平成 24)年度に、認定申請を行う準備を進め、行政との事前打ち合わせを行いました。上記以外での認定条件を満たすことができず、見合わせざるを得ない状況でした。

これまでに2011年度は194個人・団体、2012年度は101個人・団体、2013年度は104個人・団体からご支援を賜りました。ご支援・ご協力を賜りましたが、認定まで至りませんでした。この場を借りてお詫び申し上げます。改めて、2012年度、2013年度を判定期間として申請を行うべく、準備を進めております。

認定取得後も毎年「3,000円以上の寄付者が100人以上」が確保できるかを問われることとなるため、不躰なお願いで大変恐縮ですが、2014(平成 26)年度につきましても、「3,000円以上の寄付者が100人以上」が確保できるかどうか重要になっています。12月4日現在で、23名の方々から寄付を賜り、引き続き77個人・団体以上を集めたく、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

寄附をしていただく際には、以下の点にご注意願います。

- ・寄附者の氏名(法人、団体であったら、その名称)および住所が明らかであること。
- ・寄附者と生計を同じにする者を含めて、一人として換算されます。
- ・当法人の役員及びその役員と生計を同じにする者が寄附者の場合は、これらの者を寄附者数には含まれない。

※認定NPO法人になるメリット

1. 寄附者に対する税制上の措置

①個人が寄附する場合

寄附した個人の所得税の計算において、寄付金控除の対象となります。

②法人が寄附する場合

寄附した法人の法人税の計算において、一般寄附金の損金算入限度額に加え、別枠の損金算入額が設けられています。

③相続または遺贈により財産を取得した者が相続財産を寄附する場合

寄附した人の相続税の計算において、その寄附した財産の価格は、相続税の課税対象から除かれます。

2. 認定NPO法人に対する税制上の措置

収益事業から得た収入から収益事業の要した費用を差し引いた利益を寄附金とみなし、一定の範囲内で損金算入できる。

ご不明な点やお問い合わせは アンガージュマン・よこすか までお願いいたします。

TEL 046-801-7881 E-mail info@npoeey.com